

受付番号 第 号

2005年3月4日

時 分

山県市議会議長 様

山県市議会議員

寺町知正 印

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します

質問番号 2 番 答弁者 企画部長

質問事項 男女共同参画社会づくりに関する市の認識について

質問要旨

男女共同参画社会は、多様性を価値とする21世紀社会の中心に位置すべき重要な概念であり、男女ともに全ての人にとって、個々人の資質能力が十全に開発・発揮され得る社会の構築に他ならず、個々人の選択に応じて納得のいく生き方を可能にすることを目的としている（2004年6月の国の検討会の報告書）。1999年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定された。法で、国の責務（8条）、地方公共団体の責務（9条）、国民の責務（10条）が規定されたこともあって、多くの地方公共団体が条例を制定し、県内の市町村でも条例制定やプランの策定が進んでいる。

プランは、男女共同参画社会実現のために「行政は何をしなければならないか」という責務を遂行する目標や、具体的施策を形にしたもので、行政の指針なるものである。

プラン策定にあたっては、新しい市にふさわしいプランづくりが大切であるから、住民参加を促していくとともに、行政が確固とした意思をもってプランづくりに臨むことが重要だ。

市は、新年度より2年計画で、市民らの懇話会による検討及び職員によるチームの検討をへてのプランづくりを目指す、という。

プランづくりのスタートに当たって、市がどのように現状や法の趣旨を認識しているか、どのような意識で男女共同参画社会づくりに取り組もうとしているのか、それらの前提として足元の市の職員の職場における現状についてどう評価しているか、問う。

1. 法律について

法8, 9, 10条で「基本理念にのっとり」とされるが、その「基本理念」とは具体的にどのような

「国の施策に準じ」（９条）でいう「施策」とは具体的にどのような

「基本理念」に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じ（１６条）とされるが、市はどのようなことをしてきたか。今後、どのようにしていくのか

## ２、市の職員の職場における状況の認識について

市の職員の行政一般職の男女比率、管理職に限ってみた男女比率、それらの県内市での順位はどのようなか

市の審議会及び委員会のそれぞれの女性の起用比率、それらの県内市での順位はどのようなか

採用、配置、昇進、昇給等に、性別を原因とした格差をなくすことが言われているが、山口市においてそのようなことはないのか。

## ３、プランづくりについて

県内の自治体のプランの策定状況はどのようなか

それら自治体に関して、策定に当たって、市民参加の委員会設置が多いと見られるが、その際にはどんな人物が委員になっていると見受けるか。

どのような男女比率と見受けるか。

市が設置する懇話会で協議される、あるいは市が協議して欲しいと想定している点は何か。

市民参加の懇話会の想定委員数、想定される委員構成の男女比の見込みはどのようなか。公募の見込み委員のおおよその数、公募における男女比の配慮の有無とその比率はどのようなか。

懇話会の設置の時期を「いつ頃」として準備していくのか。

同じく、職員のチームの設置の時期を「いつ頃」と見込むのか。

以上